**令和３年度　第２回大阪府周産期医療及び小児医療協議会（Web会議）**

・日時：令和４年３月29日（火）15時00分から16時00分

・委員出席：７名出席（委員総数７名）

【事前説明】

・大阪府情報公開条例第８条第１項第３号に基づき、議事の一部を非公開とする

・公開の関係上、報告事項から議事を進める

**■報告事項**

**（１）周産期母子医療センターの指定及び認定基準の報告について**

「大阪府周産期医療協議会」の令和３年６月１日付け改組に伴う「総合周産期母子医療センター指定要領」及び「地域周産期母子医療センター認定要領」の改訂について事務局から報告（資料２－１－１から２－２－２）。

**（２）今後の周産期医療提供体制の検討について**

「第８時医療計画等に関するスケジュール」及び「医師の働き方改革推進に向けた動き」について事務局から報告（資料３－１から３－２）。

**（３）新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療体制について**

　　「新型コロナウイルス感染症に係る周産期医療体制確保に向けた対応」や「新型コロナウイルスに感染した妊産婦に係る救急搬送体制」について事務局から報告（資料４－１から４－２）

【主な意見・質問とその回答】

（質問）特措法に基づく産科対応については、感染状況が落ち着いたら元に戻るというのもではないのか。また、緊急時のみの対応に戻る可能性はあるか。

（事務局）平時からの対応をお願いするもの。

（質問）大阪府では、医療機関では濃厚接触者の指定はしないという取扱いになっているか。濃厚接触者という形で、元気な方が現場からどんどん消えていくことが、現場で一番困ったと聞いている。

（事務局）医療機関については、濃厚接触者の方でも、毎日検査を受け、陰性を確認した上で勤務を続けていただく事は可能。

（質問）勤務を続けるためには、検査を受けることが前提ということか。

（事務局）その通り。

（質問）参考資料の療養フローについて、小児の場合は、緊急時は直接、かかりつけ医が入院受入医療機関と調整することになると理解したが、コロナ小児入院受入機関30か所に対しての通知等は考えているか。

（事務局）小児について、原則的にはまだ大阪府入院ＦＣで一元的に入院調整をしている。コロナがインフルエンザ等と同等の感染症法上Ⅱ類の取扱いがあるため、保健所を通すことが原則になっている。

（質問）これまでに要請があったのは、産科と透析だけか。

（事務局）その通りだが、実際には小児も現場の先生方が診てくださったと理解している。

**■協議事項**

**（１）小児医療体制検討部会における決議事項の報告について【指定基準案】**

「小児中核病院」及び「小児地域医療センター」の指定基準案等について、資料１－１から１－５に基づき、大薗部会長から説明。

閉　会